福島市空き家・空き地バンク実施要綱

（目的）

第１条　福島市の空き家・空き地情報を市内外に発信し、移住・定住促進による地域振興を図るとともに、適切な管理が行われていない空き家・空き地の発生を未然に防止することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）空き家　市内に存在する建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないもの（近く利用しなくなる予定のものを含む。）及びその敷地をいう。

（２）空き地　市内に存在する住宅を建築できる適当な面積を有し、現に使用していない（近く使用しなくなる予定のものを含む。）土地等をいう。

（３）所有者　空き家または空き地に係る所有権その他の権利により、当該物件の売却、賃貸を行うことができる者（法人含む。）をいう。

（４)空き家・空き地バンク　所有者から申し込まれた空き家または空き地に係る情報を登録し、公開する制度をいう。

（適用上の注意）

第３条　この要綱は、空き家・空き地バンク以外による取引を妨げるものではない。

（物件の登録）

第４条　空き家・空き地バンクに所有者が物件の登録を希望する場合は、物件登録申込書（様式第１号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項により申込があった空き家または空き地について、市内部で共有できるものとする。

３　第１項において、所有者が希望する不動産事業者が無い場合は、市長は連携協定を締結する公益社団法人福島県宅地建物取引業協会福島支部又は公益社団法人全日本不動産協会福島県本部（以下、不動産団体という。）に媒介依頼を行うものとし、不動産団体は、会員の中で担当する宅地建物取引業者（以下、不動産事業者という。）を選定するものとする。

４　不動産団体は、担当する不動産事業者を選定した後、媒介事業者選定報告書（様式第３号）で市長に報告しなければならない。報告を受けた市長は、所有者に担当する不動産事業者を媒介事業者選定通知書（様式第２号）で通知するものとする。

５　前項により選定された不動産事業者は、空き家または空き地を調査して、所有者と媒介契約を締結するものとする。媒介契約を締結、もしくは締結に至らなかった場合は、媒介契約締結報告書（様式第４号）で市長に報告しなければならない。

６　前項により媒介契約を締結した不動産事業者は、市長から不動産事業者ごとに提供される個別ＩＤ及びパスワードを使用して空き家・空き地バンクに物件の必要な情報を入力し登録しなければならない。

７　空き家・空き地バンクに登録された物件の情報は、市長が内容を適正と認めた場合に空き家・空き地バンクで公開できるものとする。また、不適正と判断し公開しない物件については、不動産事業者へ差し戻すものとする。

８　所有者又は担当する不動産事業者は、登録した物件の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に登録変更届（様式第５号）を提出し、担当する不動産事業者は、遅滞なく空き家・空き地バンクに変更内容を登録するものとする。

９　空き家・空き地バンクに登録された物件の登録期間は、登録の日から起算して１年以内とする。

ただし、登録期間が経過する日までに、特段の申し出がない限り、自動的に更新されるものとする。

１０　不動産事業者は、空き家・空き地バンクに物件情報を入力する際、所有者情報など個人が特定される情報の入力は行わないものとする。

（媒介未契約物件の登録）

第５条　市長は、前条第５項の規定により不動産事業者と所有者において媒介契約が行われなかった空き家または空き地について、特に支障が無いと認めた場合、空き家・空き地バンクに登録することができる。

（登録の取消し）

第６条　空き家・空き地バンクに登録されている~~空き家~~物件を取り消したい場合は、所有者又は不動産事業者は物件取消依頼書（様式第６号）を市長に提出するものとする。

２　市長は、次の各号に該当する場合に空き家・空き地バンクの登録を取り消すことができる。なお、取り消した場合は登録物件取消通知書（様式第７号）で所有者及び不動産事業者に通知する。ただし、第２号に該当する場合は通知を行わないものとする。

（１）空き家または空き地に係る所有権その他の権利に移動があったとき。

（２）第１１条の規定により契約締結の報告を受けたとき。

（３）物件取消依頼書（様式第６号）の提出があったとき。

（４）空き家・空き地バンクに登録されている事項に虚偽の記載があったとき。

（５）その他、市長が不適当と認めたとき。

（情報の公開）

第７条　空き家・空き地バンクの情報は、市のホームページ等への掲載により公開するものとする。

（空き家・空き地バンクの利用）

第８条　空き家・空き地バンクに掲載されている空き家を購入もしくは賃借をしたい者（以下、利用者という。）は、媒介契約を締結している不動産事業者と直接連絡を取り、購入もしくは賃借に関する交渉及び契約を行うものとする。

２　第５条の規定により空き家・空き地バンクに登録した物件について、利用者が現地確認等の情報収集や交渉、契約を行いたい場合は、利用申込書（様式第８号）により市長に申し込むものとする。

３　前項において申し込みがあった場合は、市長は速やかに不動産団体に連絡し、不動産団体は媒介契約を行う不動産事業者を選定するものとする。なお、これ以降の手続きは、第４条第３項及び第４条第４項、第１１条の規定を準用するものとする。

（交渉及び契約における市の関与）

第９条　不動産事業者と所有者及び利用者との交渉及び売買もしくは賃貸借に関する契約については、市長は、これに関与しないものとする。

（契約に至らなかった場合の経費負担等）

第１０条　不動産事業者と所有者及び利用者との交渉において契約に至らなかった場合、市長はこれにおける経費等の負担及び補償等は行わない。

（取引結果の報告）

第１１条　不動産事業者は、交渉の結果、契約に至った場合は市長に報告しなければならない。

（個人情報の保護）

第１２条　不動産団体及び不動産事業者は、空き家・空き地バンク運用にあたって得た情報について、個人情報保護法及び福島市セキュリティポリシーに基づき責任を持って管理を行い、空き家・空き地

バンクに係る利用目的以外に利用してはならない。

２　不動産団体及び不動産事業者は、付与された個別ＩＤ及びパスワードを厳重に管理し外部に流出することを防ぐとともに、第三者に貸与又は提供をしてはならない。

（暴力団員等の利用制限）

第１３条　福島市暴力団排除条例（平成２４年３月２７日条例第１０号）第２条第３号に規定する暴力団員等は、空き家・空き地バンクの利用ができないものとする。

（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年１０月１８日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年１月３１日から施行し、令和３年２月２８日から適用する。ただし、第４条第１項については、令和３年３月３１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和６年１２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年１０月３０日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

福 島 市 長

住　　所

氏　　名

電話番号

（所有者が法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者名）

福島市空き家・空き地バンク　物件登録申込書

福島市空き家・空き地バンク実施要綱第４条第１項の規定により、裏面の事項について同意・確認のうえ、下記物件の登録を申し込みます。

１　登録する区分　（いずれかに〇）
・空き家　　・空き地

所在地 ： 福島市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　添付書類

① 登記事項証明書（土地及び建物）　②物件の所在が分かる地図

３　当該物件の希望取引（いずれかに〇）
・現状のまま売却　　・現状のまま賃貸　　・解体して売却（空き家のみ該当）
・その他（　　）

４　媒介契約を希望する不動産事業者（無い場合は空欄）
・既に媒介契約を締結済み　・これから媒介契約を行う（いずれかに〇）

・不動産事業者名
・担当者名
・連絡先

【備考】

福島市個人情報保護条例（平成 13 年 2 月 28 日条例第 2 号）の規定の趣旨に基づき、申込された個人情報は、福島市の関係部署及び不動産団体等への提供のほかは、本事業の目的以外に利用しません。

物件番号	

※裏面（同意・確認書）あり

同意・確認書

私は、福島市空き家・空き地バンクに物件の登録を申し込むにあたり、福島市空き家・空き地バンク実施要綱第４条第１項の規定により、下記の内容について同意・確認します。

記

１　契約交渉に関する全てについて、所有者が希望する不動産事業者が無い場合は、福島市と協定を締結した（公社）福島県宅地建物取引業協会福島支部又は（公社）全日本不動産協会福島県本部の会員へ媒介の依頼をします。また、物件登録申込書（様式第１号）の情報を不動産団体及び不動産事業者に提供します。

２　所有者及び管理者、その他連絡先の個人情報を除いて、福島市のホームページ等で公開することに同意し、福島市空き家・空き地バンクに係る手続き全てを担当する不動産事業者に一任します。

３　福島市役所内の関係部署で、物件登録申込書（様式第１号）の情報を共有し、市の施策への活用について問い合わせる場合があります。

４　福島市空き家・空き地バンクの登録は１年以内とします。ただし、特段の申し出がない限り、自動的に更新されるものとします。

５　福島市は所有者と利用者間で行う物件の賃貸・売買等に関する交渉・契約に関しての仲介行為は行いません。

６　不動産事業者への媒介には、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 46 条第 1 項の規定に基づく額の範囲の報酬が必要となります。

７　物件の交渉、契約及び管理に係るトラブルその他損害が発生した場合は、所有者・利用者・不動産事業者間で解決にあたり、市には責任を追及しません。

８　私は、福島市暴力団排除条例（平成２４年３月２７日条例第１０号）第２条第３号に規定する暴力団員等ではありません。

様式第２号（第４条関係）

年　　月　　日

様

福島市長　　㊞

福島市空き家・空き地バンク　媒介事業者選定通知書

福島市空き家・空き地バンク実施要綱第４条第４項の規定により、下記のとおり通知します。

記

１　担当する媒介事業者（不動産事業者）
・住　　所：
・事業者名：
・代表者名：
・電話番号：
・メールアドレス：
・そ の 他：

２　担当物件
・空き家・空き地バンク物件番号：
・備　　考：

※媒介事業者（不動産事業者）は、公益社団法人福島県宅地建物取引業協会福島支部または、
公益社団法人全日本不動産協会福島県本部で選定したものであり、市は関与しておりません。

担当：福島市都市計画課 空家・空地対策室
電話：024-573-2751（直通）

様式第３号（第４条関係）

年　　月　　日

福　島　市　長

住　　所

団 体 名

電話番号

（事務担当者：　　）

福島市空き家・空き地バンク　媒介事業者選定報告書

福島市空き家・空き地バンク実施要綱第４条第４項の規定により、下記のとおり報告します。

１　選定した媒介事業者名（不動産事業者名）

・住　　所：
・事業者名：
・代表者名：
・電話番号：
・メールアドレス：
・そ の 他：

２　担当物件

・空き家・空き地バンク物件番号：
・備　　考：

様式第４号（第４条関係）

年　　月　　日

福　島　市　長

不動産事業者　住　　所

会 社 名

電話番号

（事務担当者：　　）

福島市空き家・空き地バンク　媒介契約締結報告書

福島市空き家・空き地バンク実施要綱第４条第５項の規定により、下記のとおり報告します。

１　媒介契約の可否（いずれかに〇）

・媒介契約を行った　　・媒介契約を行わなかった

（５ 媒介契約に至らなかった理由を記載してください）

２　媒介契約日及び期間

・契約日：　　年　　月　　日

・期　間：　　年　　月　　日 まで

３　担当物件

・空き家・空き地バンク物件番号：

・備　　考：

４　媒介契約内容（いずれかに〇）

・専属専任媒介契約　・専任媒介契約　・一般媒介契約

５　媒介契約に至らなかった理由

（「１ 媒介契約を行わなかった」時に記入してください）

様式第５号（第４条関係）

年　　月　　日

福　島　市　長

所有者又は不動産事業者　住所

氏名

電話番号

（法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者名）

福島市空き家・空き地バンク　登録変更届出書

福島市空き家・空き地バンクへの登録事項について、次のとおり変更があったので、福島市空き家・空き地バンク実施要綱第４条第８項の規定により届け出ます。

物件登録番号	
変更理由	
変更内容	

様式第６号（第６条関係）

年　　月　　日

福　島　市　長

所有者又は不動産事業者　住　　所

氏　　名

電話番号

（法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者名）

福島市空き家バンク 物件取消依頼書

福島市空き家・空き地バンク実施要綱第６条第１項の規定により、福島市空き家・空き地バンクに登録している物件の取り消しを依頼します。

物件番号：

取消理由：

様式第７号（第６条関係）

年　　月　　日

様

福島市長　　㊞

福島市空き家・空き地バンク　登録物件取消通知書

福島市空き家・空き地バンク実施要綱第６条第２項の規定により、福島市空き家・空き地バンクの物件の登録を取り消したので、通知します。

物件番号：

取消理由：

担当：福島市都市計画課 空家・空地対策室
電話：024-573-2751（直通）

様式第８号（第８条関係）

年　　月　　日

福　島　市　長

住　　所

氏　　名

電話番号

（法人その他の団体にあっては主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者名）

福島市空き家・空き地バンク　利用申込書

福島市空き家・空き地バンク実施要綱第８条第２項の規定により、次のとおり申し込みます。

希望物件番号	
希 望 取 引	・購入　　・賃貸

（注）個人情報は、媒介を行う不動産事業者へ提供するほか、福島市個人情報保護条例の規定の趣旨に基づき本事業の目的以外に利用しません。